

# 基幹統計に用いられる用語の解説

## 平成22年国勢調査

## 平成26年経済センサス－基礎調査

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは平成22年10月1日午前零時（以下「調査時」という）に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。ただし、学校の学生寮、寄宿舎や下宿屋から通学している学生・生徒、病院の入院患者、船舶の乗組員など、一部については別途定めにより取り扱っている。

また、外国人を含めて全て調査の対象としたが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）とその家族及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は調査の対象から除外した。

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

#### 1. 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

#### 2. 施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
- (2) 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）
- (3) 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
- (4) 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- (5) 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）
- (6) その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など）（世帯の単位：一人一人）

### 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

- (1) **親族のみの世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯。
- (2) **非親族を含む世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
- (3) **単独世帯**…世帯人員が一人の世帯。

### 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

### 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

### 人口集中地区

平成22年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定している。

- (1) 平成22年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成22年国勢調査時に5,000人以上を有すること。なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設などのある地域を含めているためである。

### 人口集中地区符号

同一市区町村に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…の符号でそれぞれ人口集中地区を表示している。

### 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

### 事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備などで事業内容が不明の事業所をいう。

### 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含まない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

### 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

### 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

### 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

### 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

#### 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

#### 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

#### 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

### 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

### 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

### 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所を

いう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

#### 存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く）のうち、平成24年経済センサスー活動調査でも把握されていた事業所をいう。

#### 新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く）のうち、平成24年経済センサスー活動調査で把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

#### 廃業事業所

平成24年経済センサスー活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む）をいう。ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

## 平成26年工業統計調査

### 事業所数（工業事業所）

平成26年12月31日現在、一区画を占めて主として製造又は加工を行っている事業所で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているものの数である。

#### 従業者数

従業者とは個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。したがって従業者数は平成26年12月31日現在の個人事業主及び無給家族従業者と常用労働者の合計である。

雇用形態は下記のとおり区分される。

- (1) 個人事業主及び無給家族従業者…業務に従事している個人事業主及び家族で報酬を受けずに常時、就業している者。
- (2) 正社員・正職員等…一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者。ただし、他企業へ出向している者を除く。常時勤務している有給の家族従業者及び重役、理事などで常時勤務している有給役員。
- (3) パート・アルバイト等…一般に「パート」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
- (4) 出向・派遣受入者…他の企業（親会社などを含む）から受け入れている出向者及び派遣企業からの派遣者（派遣会社からの派遣従業者を含む）。

なお、(2)～(4)について下記に該当する者は常用労働者である。

- ・1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。
- ・前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者。

#### 現金給与総額

平成26年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当など）及び特別に支払われた給与（期末賞与など）の額と、その他の給与額との合計である。その他の給与額とは、退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

#### 原材料使用額等

平成26年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造などに関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

#### 製造品出荷額等

平成26年1年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。

## 平成26年商業統計調査

### 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる

事業所をいう。

#### 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所。
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

#### 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R—サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- (5) ガソリンスタンド。
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- (7) 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店などで他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

#### 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

#### 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含まない。

#### 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫など、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 平成26年全国消費実態調査

### 世帯及び世帯主

この調査では、世帯を二人以上の世帯と単身世帯とに分けている。この両者を合わせたものを総世帯という。二人以上の世帯とは、同居及び生計を共にしている二人以上の人の集まりをいう。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

### 勤労者世帯、勤労者以外の世帯

この調査では、世帯を勤労者世帯と勤労者以外の世帯とに分けている。

「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」とする。

「勤労者以外の世帯」とは、勤労者世帯以外のすべての世帯をいう。「個人営業世帯」には世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者の世帯が分類され、「その他の世帯」には世帯主が法人経営者、自由業者、無職などの世帯が分類される。

### 集計世帯数

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいう。

### 世帯数分布（抽出率調整）、1万分比

世帯数分布（抽出率調整）とは、抽出率の逆数に比例した調整係数及び世帯分布補正係数（労働力調査の結果に基づき、調査世帯の属性分布の偏りを補正する係数）を集計世帯数に乗じて算出した世帯数のことをいう（抽出率は調査市町村ごとに異なる）。1万分比とは、世帯数分布（抽出率調整）の合計を10,000とした世帯数の分布をいう。

### 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び月初めの手持ち現金残高である「繰入金」に分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの支出を集めた「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という）、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び月末の手持ち現金残高である「繰越金」に分類される。

### 財・サービス区分

財・サービス区分は、消費支出を品目分類の結果により商品とサービスに再分類して集計したものである。商品については、さらに、購入した品物が家計におけるストックの要素を持つものなのか、フローの要素を持つものなのかにより、耐久財、半耐久財及び非耐久財の3区分に分類している。なお、この分類の消費支出には、「使途不明」、「贈与金」、「他の交際費（つきあい費、負担費）」及び「仕送り金」は含まれていない。

### 持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃とは、自己が所有する住宅（持ち家住宅）に居住した場合、家賃の支払いは発生しないものの、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般の市場価格で評価したものである。

## 平成25年住宅・土地統計調査

### 住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

(1) 一つ以上の居室

(2) 専用の炊事用流し（台所）

(3) 専用のトイレ

(4) 専用の出入口

（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

### 一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

### 空き家

(1) 二次的住宅

別荘…週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。

その他…ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。

(2) 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。

(3) 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。

(4) その他の住宅

上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

### 建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合、外壁が出来上がったもの）。なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

### 住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

(1) 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない

単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」

(2) 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」

(3) 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

(4) 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということ、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

### 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

### 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、

林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅。

### 一戸建

一つの建物が1住宅であるもの。

## 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

## 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

## その他（住宅の建て方）

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。

## 住宅の延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

## 主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

## 普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は、すべて「普通世帯」である）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

## 世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く）は自宅に住んでいるものとした。なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

# 平成23年社会生活基本調査

## 1. 個人属性に関する事項

### 有業者

ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。なお、自家営業の手伝い（家族従業員）は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。また、育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は、収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。なお、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」があつたり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

### 無業者

有業者以外の人。

### 週間就業時間

就業規則などで定められている就業時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間数（30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ）により区分した。なお、ふだん残業や副業をしている場合には、その

時間を含む。

### ふだんの片道の通勤時間

自宅を出てから勤め先に着くまでのふだんの通勤所要時間をいう。徒歩や乗り換え、待ち合わせの時間を含む。

## 2. 1日の生活時間に関する事項

### 行動の種類

1日の行動を20種類に分類し、大きく三つの活動にまとめ、睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」とした。

### 総平均

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間で、総平均とは該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均。

# 平成24年就業構造基本調査

## 有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成24年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ実家を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」があつたり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

## 無業者

ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

## 継続就業希望者

現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者。

## 追加就業希望者

現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者。

## 転職希望者

現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者。

## 就業休止希望者

現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者。